

鎌倉都市計画地区計画の決定（鎌倉市決定）

都市計画大町六丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	大町六丁目地区地区計画	
位 置	鎌倉市大町六丁目	
面 積	約0.4ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>大町六丁目地区は、鎌倉市の南東部に位置し、谷戸の中にあ り、住宅用地として造成された土地である。また、当地区は、 既に良好な住環境が形成されている低層住宅地に隣接し、その 後背地には大町・材木座地区歴史的風土保存区域及びそれらと 一体となった山林が豊かな歴史的な自然環境を形成している。 そこで、本地区計画により、豊かな自然環境と調和したうる おいのある低層住宅地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>当地区において、閑静で良好な住環境の形成を図るため、既 に住宅用地として造成された土地の区画形状を尊重しつつ、戸 建て中心の低層住宅の立地を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>閑静なゆとりのある低層住宅地を形成するため、建築物の用 途、高さ、意匠・形態、色彩及び最低敷地面積について規制誘 導する。</p>
	緑化の方針	<p>周辺の自然緑地と調和した、うるおいのある住環境を形成す るために敷地内において緑化に努め、特に道路に面する部分に ついては、生け垣等の植栽を配置する。</p>

地	位 置	鎌倉市大町六丁目
	面 積	0.4ha
区	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（共同住宅及び3戸建以上の長屋を除く。） (2) 住宅で華道教室、学習塾等の用途を兼ねるもの。 (3) 前2号の建築物に附属するもの。
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
	建築物の高さの制限	建築物の高さは地盤面から8m、軒の高さは6.5m（地階に設けられた自動車車庫を有する建築物にあっては、建築物の高さは地盤面から8.5m、軒の高さは7m）をそれぞれ超えないものとし、かつ、階数は地階を除き2以下とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根は陸屋根としてはならない。また、屋根、外壁その他戸外からの可視部分については、地区の美観風致を良好に保つため、原色及び刺激的な色彩を用いないものとする。屋外広告物（兼用住宅の兼用内容を表示する小規模な看板を除く。）等については、設置しないものとする。
備 関	垣又はさくの構造の制限	生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。
	計 画	

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由 本地区は、豊かな自然環境に恵まれた谷戸の中にある住宅用地であり、将来にわたって閑静で良好な住環境が損なわれないように規制、誘導するため、本案のように決定するものである。

■ 計画図

